

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務目的

福山市では、内閣府より「福山市まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けて、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附金の受入を行っている。

本業務は、その拡充のため、受注者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る事業を周知し、積極的な財源確保を目指すものである。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容等

別紙「福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書(案)」のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 委託金額の算定方法

委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、本業務を通じて行われた寄附額に委託料率（上限を20%）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（上限2,200,000円）とすること。

4 目標寄附額

10,000,000円

5 選定方式及び契約方法

受注者による企業への提案や寄附意向の確定までの方法は、受注者が有する企業や業界との独自のつながり、提案・交渉にあたっての体制、ツール、頻度など多様であり、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業者の優劣を判断できない。そのため、公募型プロポーザルを行い、業務内容の詳細と委託料率の参考見積書の提案を受けて評価し、受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似の業務を含む。）の実績が1件以上あること。

7 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

福山市経済環境局経済部経済総務課

電話：084-928-1215

FAX：084-928-1733

E-mail：kezai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）3月14日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年3月28日（金）まで
質問書受付期間	公告の日から同年3月21日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	2025年（令和7年）3月25日（火）までに適宜、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年3月28日（金）午後5時まで
企画提案書の提案者の選定通知	2025年（令和7年）3月31日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）4月11日（金）午後5時まで
書類審査の実施期間	企画提案書の受付終了から 2025年（令和7年）4月18日（金）まで
書類審査結果の通知	2025年（令和7年）4月18日（金）

(3) 実施要領等の配付期間、配付資料及び配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）3月14日（金）から同年3月28日（金）まで

イ 配付方法

ホームページに掲載する。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

2025年（令和7年）3月14日（金）から同年3月21日（金）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）により、7（1）の担当課に電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信後は速やかに、到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2025年（令和7年）3月25日（火）午後5時までに適宜掲載する。

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）3月14日（金）から同年3月28日（金）午後5時まで（郵送の場合は、必着。）

(2) 提出場所

7（1）の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

（ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

(4) 参加申込書の提出書類及び提出部数

次のア～コの書類を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び

「注記表」の写し)

- オ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）
- カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）
- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ケ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- コ 誓約書（様式6）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

9 プロポーザル参加資格の確認

8で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）3月31日（月）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）3月14日（金）から同年4月11日（火）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は、必着。）

(2) 提出場所

7（1）の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類と提出部数

ア 企画提案書（様式7） 1部

イ 企画提案書本文（様式８） ６部

ウ 参考見積書（様式９） １部

（５）作成上の注意事項

- ・文字サイズは１０ポイント以上とすること。
- ・Ａ４サイズ１０枚以内で、原則片面印刷に統一すること。
- ・提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

1.1 企画提案書等の評価及び評価基準

10で提出された企画提案書等をもとに、書類審査を行い、福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が評価を行う。

（１）実施期間

企画提案書の受付終了後から2025年（令和7年）4月18日（金）まで

（２）評価基準・評価項目

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

（３）受注候補者の特定

提出された企画提案書等について、評価委員会で書類審査を経て評価項目を総合的に審査・評価し、評価者の合計得点の平均が35点（満点の5割）以上の提案者のうち、最も合計得点が高い者を受注候補者として選定する。

（４）選定結果の通知

企画提案書等の提出者全員に選定結果を、2025年（令和7年）4月18日（金）付けで通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

（５）選定結果の公表

選定結果は本市ホームページに公表する。

（６）企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合で、合計得点の平均が5割に満たない時は、不合格とする。

1.2 契約の締結

（１）本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、福山市が示す目標寄附額に委託料率を乗じた金額により、見積合せの上契約を締結するものとする。

（２）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協

議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託料率が10(4)で提出した参考見積書の委託料率と同率になるとは限らない。

1.3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託料率の適正な範囲を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.4 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届(様式自由)を担当課に持参又は郵送、電子メールにより提出するものとする。
- (11) 参加者(又は参加を予定している者を含む。)又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務の具体的な内容は、受注候補者の企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。

- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 参加者は、参加申込書の提出をもって、公告や実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 本件プロポーザルは、2025年（令和7年）3月議会で関係予算の議決を得られなかったときは、取り消すものとする。

別表1 評価及び評価内容

評価項目	評価の視点・判断基準	配点	小計
同種又は類似事業の実績	同種又は類似事業の請負実績があり、寄附実現件数及び寄附実現金額の実績が高いか。	10	10
実施体制	確実に実施・履行する組織体制となっているか。	5	10
	適正な人数のスタッフ及び責任体制が確保されているか。	5	
実施手順・スケジュール	寄附獲得のため、迅速かつ適切なスケジュールとなっているか。	5	10
	受注者と発注者の役割分担が明確で適切なものとなっているか。	5	
実施方針	業務目的を十分理解しており、目的の達成が期待できるか。	5	5
業務内容	企業に対する寄附の依頼方法（対象事業のPR、提案方法）は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	5	25
	企業の経営支援に関わり、経営分析や決算期における利益余剰金の把握が可能な立場にあるか。	5	
	寄附募集に関する知見やノウハウ、視点を活かした手法が提案されているか。	5	
	寄附実現につながる提案者独自のネットワークを持ち、それを活用した手法となっているか。	5	
	企業から寄附の意向を確認した後の対応（寄附実現に向けた相談対応等）は適切か。	5	
見積額の妥当性	企画内容に対して妥当な見積額であり、市の負担が軽減されるか。	10	10
合 計			70

別表2 採点基準

配点（5点満点）	1	2	3	4	5
配点（10点満点）	2	4	6	8	10
評価	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている